

会 議 録

会議の名称	平成25年度(2013年度)第3回学校教育審議会		
開催日時	平成25年(2013年)7月30日(金) 18時30分～20時05分		
開催場所	豊中市教育センター 研修室1, 2	公開の可否	<input checked="" type="checkbox"/> 可・不可・一部不可
事務局	教育委員会事務局 教育総務室 企画チーム	傍聴者数	3人
公開しなかった理由			
出席者	委員	安家委員、阿部委員、伊藤委員、岩崎委員、大寺委員 加藤委員、河崎委員、永井委員、服部委員、伴野委員 平尾委員、福盛委員、堀田委員、松田委員、山本委員 行岡委員、和田委員	
	事務局その他	大源教育長、足立教育次長、渡辺教育監 福田資産活用部長、半田都市計画推進部長 亀谷人権教育室長、北之防教育推進室長、林教育センター長 小嶋学校施設管理チーム長、島野企画チーム長、鈴木小中学校チーム長 森脇学務チーム長、六嶋保健体育推進チーム長、石井児童生徒支援チーム長 山本教育相談チーム長、野村支援教育チーム長、米田文化館チーム長 正意地域教育振興チーム長、杉山青少年育成課長 勝山こども政策室長、柿本都市計画室長兼計画調整チーム長 長坂副主幹、村上主査、大野主事	
議題	○会長、副会長の選出 ○「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた具体的方策の方向性について」(答申)と今後の予定について		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

審議会事務局 只今から、平成25年度第3回豊中市学校教育審議会を開会させていただきます。

開会に際しまして、審議会の成立要件についてご報告いたします。豊中市学校教育審議会規則第7条の規定では、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」となっております。現在の委員数は19名であり、本日17名のご出席でございますので、過半数を満たし、審議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、本日の資料等を確認させていただきます。「次第」が1枚、「資料1：学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた具体的方策の方向性について(答申)」の写しが1部、本日皆様にご説明する際に使用するパワーポイントのスライド資料が1部、「資料2：今後の予定等について」が1部、「資料3：豊中市学校教育審議会規則及び委員名簿」が1部、それから参考資料として「豊中市教育振興計画(概要版)」「平成25年度教育行政方針」が各1部となっております。以上の資料がお手元にごございますでしょうか。

また、当審議会は原則、公開となっておりますことをお断り申し上げます。

なお、本日、傍聴者はおられません。

では、次第に従いまして、教育長の大源からご挨拶申し上げます。

教育長 教育長の大源でございます。皆様方には何かとご多忙のところ、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

新しい委員の方にも今回からご参画いただいています。ご依頼を申し上げましたところ快くお引き受けいただき、改めましてお礼を申し上げます。

また、本審議会でございますが、この5月に答申をいただき、6月から任期も新たにスタートします。豊中の教育行政にかかわり、当面子ども達が抱えているさまざまな課題がございますが、豊中の子ども達がしっかりと成長していくために教育行政をさらに前進させていきたいと考えています。

私は昨年12月に山元前教育長の後を受けて教育長に就任し、早いもので半年が過ぎました。年末から3学期、卒業式、そして入学式、新学期と、この半年は非常に濃密といたしますか、大きな節目の最後と最初がいきなりあり、あっという間でした。新学期に入り、私も学校現場で、できるだけ学校の様子などをしっかり自分なりに受けとめたいということで、1学期のちょうどゴールデンウィーク明けぐらいから小学校、中学校を訪問しました。1学期で、小学校19校、中学校10校、合計29校の学校を訪問しました。豊中には小学校41校、中学校18校ありますので、1学期で半分ほどしか行けませんでしたが、ただ、行ってすぐに帰るのではなく、半日ぐらいはゆっくりと子ども達の様子や先生達のお話を聞かせていただいたり、時にはPTAの方等とお話をさせていただいたり、いろんな形で学校も工夫をしていただいて、日頃の学校の様子を是非見てほしいということで、見てまいりました。

また、これからもご審議いただくこととなりますが、学校も大規模のところ、小規模のところとくっきりと違いがあります。子ども達は、1学期が始まって見させていただいたところ、本当に元気に頑張っています。しかしながら、学校へ来るけれど、まだ教室へ入れない子ども達がいることも事実です。面積的には決して大きくはない豊中にはありますが、地域によって生活文化といたしますか、59校それぞれの地域の違いみたいなものも当然あります。そうした中で、それぞれの地域の特性を生かしながら、未来を担っていく子ども達を我々はしっかりと育てていきたいと改めて痛感したところです。

5月に答申をいただいて、いよいよ、これからその具体化を図っていきます。そして、審議会ではそういった状況をしっかりと報告しながら、また学校の教育内容などに対していろいろな角度からご意見をいただきたいと思います。

結びになりますが、委員の皆様方におかれましては、今後とも本市の教育行政の発展のためにいろいろな角度から忌憚ないご意見をいただき、私どもはそれを少しでも教育行政に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

審議会事務局 ありがとうございます。

本日の会議は、委員の皆様方の任期が改まってから初めての審議会ですので、会長、副会長を互選いただくこととなります。新たな会長が選出されるまでの間、豊中市学校教育審議会規則の規定に従い、教育長が仮に議長を務めさせていただきます。

よろしく申し上げます。

教育長 それでは、ただいま事務局から説明がありましたように、会長が選出されるまでの間、私が仮に議長を務めさせていただきます。

それでは、次第の2、本日ご出席の委員の皆様を事務局よりご紹介します。

審議会事務局 資料3「豊中市学校教育審議会委員名簿」の順にご紹介します。

(委員の紹介)

審議会事務局 なお、本日、木寺委員と東野委員のお二人が欠席です。委員紹介は以上です。

教育長 続きまして、次第の3、会長、副会長の選出に移ります。

豊中市学校教育審議会規則第6条の規定により、会長、副会長は委員の互選により定めることとなっています。まずは会長の選出について、ご意見、ご推薦がございましたら自由にご発言をお願いします。

A委員 前回の審議会のときも副会長として進行していただきました、山本委員にお願いできたらと思います。専門的にも知識が豊富でいらっしゃいますので、推薦します。

教育長 会長に、前回の審議会でも副会長をしていただきました山本委員を推薦する声がありました。お諮りします。会長は山本委員でよろしいでしょうか。

(賛同者拍手)

教育長 ありがとうございます。ご異議がないようですので、山本委員を会長に決定します。

会長が選出されましたので、これにて仮議長の役は終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

それでは、山本会長、進行をお願いしますでしょうか。

山本会長 会長にご指名いただきました。議長をさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。審議会2期目ですので、わかり切っているところとわかり切っていないところがありますし、前任の西川会長は10年ぐらいされていて、私ではかなり不足かとも思いますので、皆さん応援いただければと思います。よろしく申し上げます。

では、続きまして副会長をどなたかにお願いすることになりますが、ご意見、ご推薦などありましたらご自由にご発言ください。いかがでしょうか。

A委員 会長に一任します。

会長 よろしいですか。では、豊中の教育行政に長くかかわっていただいたと聞いております服部委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

(賛同者拍手)

会長 ご賛同いただけただけですので、服部委員に副会長をお願いします。

では、改めて、正副会長も決まり、今期の学校教育審議会の進行をこれで進めていきます。前回から継続した委員さんにおかれましては、「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた具体的方策の方向性について」（答申）をまとめ上げてきました。答申をつくり上げるまでの間、いろいろな意見や思いがあり、一定の到達点を見ました。今後、この答申を受けて教育委員会がどんなふうに取り組んでいくかを私達も見ながら、適宜、この答申を受けての検討をしっかりと取り組んでいきたいと思ひます。かたい会議ですが、いろいろな思いを出していただければと思ひますので、よろしくお願ひします。

新しく委員になられた方は、今日は緊張した感じですが、私も最初はそうでしたので、やりとりがしかりできればと思ひます。よろしくお願ひします。

引き続き、服部副会長にご挨拶いただきます。

服部副会長 副会長という大役を仰せつかりまして本当に責任を感じております。どうぞよろしくお願ひします。

平成13年にこの学教審が立ち上がったときに、実は私は事務局席に座り、諮問させていただいて、審議会から出された答申を市民にも報告した経過があります。それからはや10年以上経ち、その間、通学区域審議会と統合され、1つの審議会になりました。新しい学教審のスタートとしての今回の答申かと思ひています。豊中の現場では第四中学校の校長を経験し、その後豊中市教育委員会に入り、その後また大池小学校の校長、第三中学校の校長を勤め、この3月に退職しました。行政の立場、またあるいは中学校、小学校現場の立場、わずかではありますが経験した立場からお話ができるかと思ひておりますし、豊中の子ども達の近い将来、もっと先を見据えて、20年後、30年後の豊中の教育のあり方を視野に入れながら、変えるべきところは変えていかなければならないと思ひます。その重要な審議会の進行ということで副会長を務めさせていただきます。よろしくお願ひします。

会長 ありがとうございます。

審議会事務局 大変恐縮ですが、事務局の大源教育長と渡辺教育監が公務のため、ここで退席させていただきます。申し訳ございません。

教育長 申し訳ございません。この後別件がありまして、よろしくお願ひします。

会長 では、次第をご覧ください。今日の議案の会長、副会長の選出が終わりましたので、あとはその他です。その他といひましても、「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた具体的方策の方向性について」（答申）、このことについて共通理解を図っておく必要もあると思ひます。パワーポイントの資料を事務局にご用意いただひしていますので、事務局から答申内容の説明を受けたいと思ひます。よろしいですか。

(異議なし)

審議会事務局 「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた具体的方策の方向性について」（答申）についてご説明します。

この答申は、前回の学校教育審議会でも14カ月にわたってご審議いただき、今年の5月にいただいたものです。前回の学校教育審議会に引き続き委嘱させていただひております委員の皆様にとってはご承知のことではあります、新しい任期の最初の回ですので、改めて委員の皆様にご共通理解をしていただくためにご説明します。その点ご了承いただきますようお願ひします。

まず、学校教育審議会について。この審議会は「執行機関の附属機関に関する条例」に基づき、豊中市教育委員会の附属機関として設置されました。審議会においては、教育委員会の諮問に応じて、市立小学校及び中学校の通学区域、その他の学校教育のあり方について諸課題を調査、審議し、意見を答申いただくこととなっています。委員は現在19名で構成され、各分野からの識見と市民公募委員のご意見をいただきます。教育委員会は審議会の答申を尊重して、よりよい教育行政を推進します。

次に、これまでの答申の経緯について。現在の学校教育審議会は平成20年に市立小・中学校通学区域審議会と統合して、現在の学校教育審議会となりました。通学区域審議会は、昭和29年に通学区域を審議するために設置された附属機関として、これまで小・中学校の新設、通学区域の変更等についてご審議いただいております。一方、学校教育審議会は、平成13年に学校教育のあり方をご審議いただくため設置された附属機関で、両審議会はこれまで独立していました。しかし、両審議会の一部重複する審議内容があり、通学区域審議会委員からは、通学区域の見直しを審議するに当たり、教育の内容と関連して考慮すべき部分があり、学校教育審議会との連携が必要である。また、学校教育審議会委員からは、通学区域のあり方については、課題対応型の施策になりがちであるが、教育を質的に高めるための大胆な議論ができればよいという意見があり、よりよい学校教育を推進していくための取り組みと通学区域のあり様は密接に関連することから、平成20年に両審議会の統合を行い、新たな学校教育審議会を発足させ、本市の学校教育に関する施策について一元的に審議していただくこととなりました。

これまでの学校教育審議会では適正規模についてご審議いただいていたましたが、近年学校規模の差が広がりつつあり、規模が小さい学校と大きい学校のそれぞれに課題があること、1つの小学校から2つの中学校に分かれて進学する小学校を抱えており、義務教育9年間を見通した連続性のある教育活動の展開が図りにくいという事情があることを踏まえ、平成22年3月19日に、今後の学校教育の充実に資する小・中学校の適正規模と通学区域のあり方について方向性を示していただくために諮問しました。7回にわたるご審議の結果、平成23年4月22日に答申をいただき、この中で3つの課題について方向性が示され、教育委員会において通学区域の具体案を早急に取りまとめ、審議会に諮問することが付記されました。この答申を受け、教育委員会では、関係部局で構成する「学校の適正規模と通学区域に関する連絡会議」と「作業部会」において、検討経過及び結果について中間まとめをし、それをもとに、平成24年3月28日に、学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた具体的方策の方向性について改めて諮問しました。このうち、早急な対応が必要となる、児童・生徒数に見合った施設が整っていない、あるいは近い将来教室の不足が発生する学校の課題については先行してご審議をいただき、昨年6月に一次答申をいただきました。その後も継続してご審議いただき、計12回のご審議を経て、本年5月24日に答申をいただいたものが今皆様のお手元にあります今回の答申です。

この一連の答申にあります3つの課題についてご説明します。

まず、課題1、児童・生徒数に見合った施設が整っていない、あるいは近い将来教室の不足が発生する学校については、施設の増設・充実、または隣接校との通学区域の変更のいずれかの方法により早急な対応がなされるべきである。

審議会事務局 今、傍聴者の方がお二人お見えになりました。審議会の規則に基づき資料を貸し出したいと思うのですが、お諮りいただいてよろしいですか。

会長 審議会の終了後に資料を回収するというので、貸し出してもいいと思いますが、皆さんいかがですか。異議ないですか。

(異議なし)

会長 では、お願いします。

審議会事務局 ありがとうございます。

審議会事務局 失礼します。施設の増設・充実、または隣接校との通学区域の変更のいずれかの方法により早急な対応がなされるべきである。その際には分割校を増やすことのないように留意すべきである。対象となる学校は、上野小学校、南桜塚小学校、桜井谷東小学校、東泉丘小学校、第九中学校、第十七中学校が該当します。

課題2の児童・生徒数の少ない学校については、隣接校との通学区域の調整や、それが困難な場合においても、隣接校との合同による授業・行事の実施など教育活動の工夫に努めるべきである。豊中市においては、何学級以下が小規模校であるなどとの明確な基準はありませんが、小学校ではクラス替えができない学年が見込まれる小学校は南部地区、千里地区にございます。また、これらの学校が隣接していることなどから、地域全体の課題として検討するとされました。

課題3は、小学校と中学校の通学区域の関係（分割校）についてです。

市内には、1つの小学校から2つの中学校に分かれて進学する学校が14校あります。中学校区を単位とした教育コミュニティの形成に向けて、小・中学校の連携や小中一貫教育の充実を積み上げながら、その分割校をこれ以上増やすことなく、その解消に向けて通学区域の再編を進めていくことが適当であるということです。

次に、今回の答申に当たっての基本方針が、答申の「はじめに」と「おわりに」にその趣旨が記載されております。12回のご審議の中で何を大切に考えて議論されたのがそこにまとめられています。

その中で、まず1点目は、教育的な視点を第一に考えて議論するということです。豊中で学ぶ全ての児童・生徒が良好な教育環境のもとで育っていくためになすべきことは何か、子どもにとってどうあるべきかということでした。

2点目は、学校の課題は地域課題と相関するものとして捉えるということです。学校だけで考えるのではなく、まちづくりと一体化した改革案の提案をする。学校と地域の連携や、より魅力ある学校づくり、0歳から15歳までの一貫した子育て・子育てや教育を考える。そのためには、学校と公共施設等の連携や複合施設化などについても考えるということでした。

3点目は、通学区域の変更は手段であって、目的ではないということです。学校教育の質的向上をめざすため、例えば小中連携や小中一貫教育のさらなる推進のために通学区域を変更することは必要であろう。また、児童・生徒数の増減や大規模集合住宅の新設、そのほか外的な要因によっても変更せざるを得ないこともあるだろうということが議論されました。

これらの議論を通じて今回の答申がされたわけですが、審議経過としては、平成24年3月28日に諮問し、児童・生徒数に見合った施設が整っていない、あるいは近い将来教室の不足が発生する学校についてまずご審議をいただき、昨年6月に先行して、増

築が必要な学校等について一次答申をいただきました。7月以降は、児童・生徒数の少ない学校については、学校単体ではなく南部地区や千里地区の課題として、地域全体の課題として、また小学校と中学校の通学区域の関係、分割校については、蛍池・刀根山地区に絞ってご審議いただきました。最終答申に至るまで議論を重ねていただき、14カ月で12回という、ほぼ一月に1回の割合でご審議いただき、本年5月24日に答申をいただきました。

それでは、答申の内容に入ります。

児童・生徒数に見合った施設が整っていない、あるいは近い将来教室の不足が発生する学校と、学校の現状と課題についてですが、まず上野小学校です。当面、現状の児童数1,000人、30学級を超える豊中市で一、二を争う大規模校です。耐震診断の結果、全面改築工事が必要と判断されましたが、当該地域は第1種低層住宅専用地域で、高さ制限10メートルの規制等がかかるなど、建て替えに当たっては現行規模の教室数等を確保できるかは不明です。

南桜塚小学校は、耐震診断の結果、一部校舎の改築が予定されており、将来児童数1,000人近く、30学級を超え、教室が不足する見込みです。

桜井谷東小学校は、平成19年に4教室分増築していますが、少路高校跡地の分譲マンションの竣工により、将来児童数1,000人、30学級を超え、教室が不足する見込みです。

東泉丘小学校は、平成23年に4教室分増築しましたが、近隣の宅地開発等も見込まれ、将来児童数800人を超え、30学級となり、教室が不足する可能性が考えられます。また、北側には児童数200人弱の市内で一番小規模な南丘小学校が隣接しているという状況です。

第九中学校は、現在生徒数800人を超え、学級数30未満ですが、千里ニュータウンの再整備、上新田土地区画整理事業等で今後生徒数が増加する可能性が大きいことがわかりました。また、東側には生徒数200人強の市内で一番小規模な第八中学校が隣接しているという状況です。

第十七中学校は、現在生徒数700人を超え、学級数は二十数クラスですが、東泉丘小学校と同様、校区内のマンション開発などで増加する可能性があります。

今後の方向性として、上野小学校については、一次答申で、校舎改築可能性調査を行い、その結果、現行規模の建替えが無理であれば通学区域変更もやむを得ないとされましたが、校舎改築可能性調査の結果、現行規模の建替えが可能とわかったため、校舎改築工事の中で教室数を確保する必要がある。

南桜塚小学校については、一次答申どおり、校舎改築工事の中で教室数を確保する必要がある。

桜井谷東小学校については、一次答申同様、少路小学校との通学区域変更を検討したが、当面は困難なため、校舎増築により教室数を確保する必要がある。一次答申よりも明確に増築が期待されます。

東泉丘小学校、第九中学校については、小規模な南丘小学校や第八中学校の課題ともあわせて検討することから、千里地区の課題として検討されます。

第十七中学校については、一次答申どおり、校舎増築により教室数を確保する必要があるとされました。

続いて、児童・生徒数の少ない学校に移ります。

まず初めに、南部地区についてです。

先ほども申しましたように、児童・生徒数の少ない学校については、地域全体の課題として検討されました。南部地区について議論された内容についてご説明します。

まず、学校についての課題ですが、1つ目は小規模の課題です。

表のとおり、網かけのところはクラス替えができない、学年1クラスとなる学校を示しています。南部地区には、この表でもおわかりいただけるように、クラス替えができないような小規模な学校が多く、これらが隣接している状況です。中学校はクラス替えができない学年1クラスの学校はありませんが、市内でも規模の小さい学校です。また、この南部地区については、今後も児童・生徒数の減少傾向が予想されています。

この表では平成30年までの将来推計を示しておりますが、ここで将来推計について簡単にご説明します。

将来推計による児童・生徒数、学級数をもとに今後の検討を行うわけですが、住民基本台帳をもとに、校区ごとにこれまでの転出入の状況や国私立への進学割合、地域の開発要因等を加味して、将来推計を教育委員会で作成しています。このため、6年先までの推計としています。毎年この推計は見直しており、今年度の最新の推計は現在作成中で、間もなくでき上がる予定です。

話を答申に戻します。

これらの小規模な学校について、小規模の学校には小規模のメリットがありますが、デメリットも多くあります。メリットとしては、相互理解が得やすい、活躍する機会が多い、教職員の目が行き届くなどです。また一方、デメリットとして、人間関係が固定化され、トラブルが生じた場合に解決しづらい、切磋琢磨する場が限られる、学級数で教職員の配置基準が決まるため、教員の確保がしづらい、指導者が少ないため、クラブなど教育活動が縮小されるなどが言われています。

2つ目の課題として、分割校の問題です。

庄内地域で見ますと、中学校は第六中学校、第七中学校、第十中学校の3校ありますが、これらの学校に進学する6小学校のうち3小学校が分割校です。庄内南小学校が第六中学校と第七中学校、島田小学校は第七中学校と第十中学校、千成小学校は第六中学校と第七中学校に分かれて進学しています。分割進学の課題として、小中連携や小中一貫教育の推進の取り組みが進みにくい、子ども達にとって育ちや学びの連続性、一貫性が担保されないなどが議論されました。

また、地域課題も議論され、南部地区の特色として、歴史的・文化的財産、庄内神社や棕橋総社、大阪音楽大学のあるまちであること。豊中市は住宅都市のイメージが強いが、製造業の事業所数が府内で5番目というものづくりのまちでもあること。豊南市場や商店街などに見られるように、下町のような活気、親しみ、にぎわい、庶民的で住みやすいまちといった印象が強いということなども議論されました。

また、南部地区の課題として、市内の他地域に比べて生活課題、学力課題を有する家庭や子ども達が多いことから、乳幼児期からの子育て・子育て、教育に力を注ぐべきだという議論もなされました。

また、南部地区には今現在、市民協働部を中心に（仮称）南部コラボセンターの取り組みが進められており、南部地区の公共施設、庄内出張所や文化センター等のあり方や

市民協働のあり方等を検討し、再構築を図ることが議論されています。この南部コラボセンターの整備事業との連携等についても議論されました。

最後に、調整区域についてです。

市内で1カ所、調整区域があります。地図の赤く囲ったところで、稲津町1丁目から3丁目が調整区域です。指定小学校は豊島小学校ですが、野田小学校がすぐ近くにあることから、小学校入学時に野田小学校への指定校変更が認められています。また、指定中学校は第十中学校ですが、豊島小学校卒業者は第四中学校への指定校変更が認められます。審議会の中でも、隣同士でありながら学校が違うということで、学校を中心とした人間関係が形成しづらいという課題が出されました。また、市内で調整校区はここだけであり、他地域との整合性がとれないということも課題となっています。

そこで、これらの状況を踏まえ、ご検討いただいた内容は、まず0歳から15歳までの一貫した子育て・子育て、教育です。

子ども達に規則正しい生活習慣とともに、基礎的な学力や社会のルール等を段階的に身につけさせる必要があるだろう。具体的な方策の検討として、乳幼児施設等と学校との連携、接続。乳幼児施設としては、幼稚園、保育所、認定こども園、地域子育て支援センターなどが考えられます。乳幼児との交流体験を通じ、児童・生徒の情操教育、キャリア教育に役に立つのではないかと。また、乳幼児にとっても、お兄さん、お姉さん、地域の大人に見守られながら円滑な就学、進学が期待できるのではないかと。さらに、義務教育9年間の小中一貫教育を推進することにより、教職員間の情報共有、連携が深まり、結果として、子ども達の学力向上や不登校の減少等が期待できるのではないかと。

また、地域ぐるみの教育として、子ども達が放課後や休日に集まり、本を読んだり、遊んだりして過ごすことができる居場所として、児童館的機能を用意するとか、宿題や自主学習ができる場として、放課後学び舎的機能を用意することが考えられる。これらの機能を学校に付設するなどして確保する。運営体制としては、住民、各種団体、学生ボランティア等が子ども達の見守りや学習習慣に携わる仕組みを構築することによってできるのではないかと。

本物による教育をということで、南部の特性から、事業所等の連携、学ぶことや働くこと、生きることの尊さを実感するなど、本物のものづくりから学ぶことによって、学ぶ意欲の向上につながるキャリア教育の充実が図れるのではないかと。

大阪音楽大学とさらなる連携を図り、サウンドスクール、中学校クラブ活動支援の充実など、本物の音楽から学ぶなど、これらの取り組みを通じて子ども達に自分の将来をデザインする力が具わることが期待できるのではないかと。

また、公共施設等との連携、接続ということで、教育は学校だけで完結するものではなく、さまざまな分野と連携することによって、さらに充実が図れることから、現在市民協働部を中心に進められている（仮称）南部コラボセンター構想と教育との連携の必要性について検討されました。

学校教育と乳幼児施設、（仮称）南部コラボセンターによる公共施設機能との複合化について議論されました。学校は、まちづくりの核となる施設であり、学校の魅力を高めることは、まち全体の活性化につながることも話し合われました。

さらに、小中一貫教育を推進していくためには、分割校の解消を図る必要があることから、庄内小学校、庄内南小学校、千成小学校は第六中学校に、庄内西小学校、島田小

学校は第七中学校に、野田小学校は第十中学校にと、分割校を解消する通学区域の変更も検討されました。ただ、この場合には、野田小学校と第十中学校が小規模な一小一中の校区となることから、施設一体型小中一貫校に整備することも検討されましたが、今後の児童・生徒数の減少が予測されることから、中学校の配置についても検討が必要であるということが議論されました。

また、調整区域については、歴史的経緯はあるものの、全市的な通学区域の整合性から見て、調整区域の解消に向けて検討する必要があるとされました。

これらの議論を踏まえて、今後の方向性として、より魅力ある学校づくりが喫緊の課題である。そのためには、0歳からの一貫した子育て・子育、教育を意識した乳幼児施設、子どもの居場所づくりを目的とした児童館的機能、学習支援を目的とした放課後学び舎の機能、ものづくりなど本物からの学び、学校を核とした活動を通じて地域や住民との一体的な運営、さらには（仮称）南部コラボセンター等との連携、複合施設化に向けて調整されたいなどが提案されました。

また、学校においては小中一貫教育のさらなる推進を図る必要があることから、分割校の解消と施設一体型小中一貫校の整備についても検討されたい。魅力ある学校づくりを進めるに当たっては、児童・生徒数の推移を見極め、学校規模や地理的条件等を勘案した上で、適正な小・中学校の配置についても十分検討されたい。現状の校区にとられない校区再編についても触れられました。稲津町の調整区域については、解消に向けて努められたい、と解消に向けた取り組みが求められました。

続いて、千里地区についてです。

千里地区では、クラス替えができない学年を有する学校として、北丘小学校と南丘小学校が対象となります。また、生徒数240人程度の市内で一番小規模な第八中学校があります。この地域では学校規模の差があり、小規模な南丘小学校と大規模な東泉丘小学校が、同様に小規模な第八中学校と大規模な第九中学校が隣接しているという状況です。北丘小学校と東丘小学校が第八中学校に、西丘小学校、南丘小学校、新田小学校、新田南小学校は第九中学校に進学しており、通学区域の差が中学校の生徒数の差となっており、第八中学校については、生徒数が少ないために活発な集団活動が難しく、教員配置も十分とは言えない状況で、第九中学校については、生徒数が多いために少人数指導等に必要な教室数の確保が困難な状況にあるといった課題があります。特に南丘小学校については、平成24年度は児童数195人で、1年生から6年生まで全て1クラスで、6年間クラス替えができない状況が続いており、人間関係の硬直化が懸念されています。

具体的方策の検討としては、第九中学校の増築も検討されましたが、隣接する第八中学校が市内で一番生徒数が少なく、教育上の課題もある中で、他の対策を講じることなく増築することに市民の理解が得られるか疑問が呈され、多様な人間関係の形成や活力ある教育活動の展開ができる方策を検討する必要があるとされました。

そこで、西丘小学校の進学先を第九中学校から第八中学校に変更することが検討されました。このことにより、両校とも三小一中に揃えることによって両校の教育環境の改善が期待できるとされました。

また、南丘小学校はクラス替えができないような小規模校である一方、隣接する東泉丘小学校は将来的な教室不足が懸念されることから、東泉丘小学校の通学区域である新

千里南町3丁目を南丘小学校の通学区域に変更することが検討されました。このことにより、両校の規模の差の是正と教育環境の改善が期待できるとされました。

また、この変更を行う場合は、前回の答申にもあるように、分割校を増やさないことが前提であるため、当該地区の指定中学校は第十五中学校から第九中学校に変更する必要があります。

なお、この地域は当初は南丘小学校の通学区域であったが、南丘小学校が過大規模校となったことから、新設された東泉丘小学校の開校にあわせて通学区域が変更された地域であり、当初の第九中学校から第十五中学校の開校にあわせて通学区域が変更された地域である経緯を踏まえた対応が必要であることも議論されました。

今後の方向性については、検討されたとおり、新千里西町1丁目から3丁目の西丘小学校の通学区域を第九中学校から第八中学校に変更する。また、新千里南町3丁目を東泉丘小学校から南丘小学校に変更するとともに、中学校は第十五中学校から第九中学校に変更することとされました。

なお、通学区域の変更は児童・生徒数の推移を見守りながら、適切な時期に実施することが望まれる。新千里南町3丁目の中学校区の変更は、西丘小学校の通学区域の変更とあわせて検討されたい。通学区域の変更による数合わせに終わることなく、それぞれの学校で魅力ある小中一貫教育を推進していくことが望まれる。保護者や地域住民に対して十分な説明を行い、理解を求めることが必要との留意事項が付け加えられました。

最後に、小学校と中学校の通学区域の関係、分割校についてです。

市内には現在14校の分割校があり、今後中学校の通学区域を単位とした教育コミュニティの形成及び小中一貫教育を推進していく上で、分割進学の解消に向けた対応方策の検討を進める必要がありますが、分割進学の課題の解消を進めることで、一小一中となる状況が生じる蛍池・刀根山地区に焦点を絞り検討をしていただきました。

この地区では、刀根山小学校は現在第十三中学校と第十八中学校に分かれて進学している分割校です。通学区域のうち清風荘1、2丁目、蛍池東町1丁目から4丁目、石橋麻田町に居住する子ども達が第十八中学校に進学しており、その割合は2割程度です。

具体的な検討としては、分割を解消するには、この地域を蛍池小学校の通学区域とするか、第十三中学校の通学区域とする2案が考えられますが、どちらにしても刀根山小学校の分割課題を解消することで、蛍池小学校と第十八中学校が一小一中の小規模な学校となります。蛍池小学校の通学区域を変更することによって、現状の第十八中学校の規模は変わりませんが、第十三中学校の通学区域に変更した場合は、第十八中学校が今よりもさらに規模が小さくなり、小規模化に拍車がかかります。また、小規模となることから、施設一体型小中一貫校の整備や公共施設等との連携について検討されました。

今後の方向性としては、刀根山小学校の分割課題の解消については清風荘1、2丁目、蛍池東町1丁目から4丁目、石橋麻田町を第十八中学校から第十三中学校の通学区域に変更し、分割進学の課題を解消することが望ましい。このことにより蛍池小学校、第十八中学校は小規模な一小一中の通学区域となることから、施設一体型小中一貫校を視野に入れて、小中一貫教育を推進していくことで教育の質の向上に努められたい。また、近隣に豊中市教育センターが所在することから、教育センターとの密接な連携を行う可能性についても検討されたい。さらに、乳幼児期からの一貫した教育を念頭に置いた乳幼児施設との連携、接続や人権教育、キャリア教育の充実を念頭に置いた蛍池人権

まちづくりセンター等との連携についても検討されたいとされました。その他の分割校についても解消をめざし、できる限りの努力を続けることを強く要望するとされました。

一般に通学区域の変更は、現在の通学区域が定着していることや、変更後通学時間が長くなる、あるいは通学経路の安全面に問題がある場合に一定の困難が予想されるが、通学区域の変更はよりよい学校教育の実現に向けた手段であり、さらなる教育の質的向上を図っていくための前提であることが付記されました。

最後に、教育委員会の今後の対応です。これは後ほど改めてご説明しますが、答申に係る説明会の実施や庁内関係部局による検討組織を設置し、答申を踏まえた基本方針等の策定を今後進めていきたいと考えています。素案作成後、市民意見公募を実施したいとも考えています。また、素案作成に当たっては、次回の学教審でも委員の皆様からご意見を賜りたいと考えていますので、よろしくお願いします。

以上、「学校規模と通学区域に関する課題の解消に向けた具体的方策の方向性について」（答申）のご説明でした。

会長 ありがとうございます。

ただいまの事務局の説明について質疑を行います。今後ともお願いします。発言される場合は手を挙げていただいて、こちら側が指名してからご発言ください。よろしくお願いします。事務局も回答していただく方は所属と氏名をおっしゃっていただきたいと思います。よろしくお願いします。

では、今の説明を受けて、ご質問等ございませんか。

B委員 グラフが何カ所か出てきます。例えば、14ページの図表11、第六中学校、第七中学校、第十中学校の棒グラフと折れ線グラフ、ほかの地区でも同じようにありますが、ここに支援学級という単語がありますが、この支援学級というのは何ですか。質問した理由は、このグラフと、11ページの図表8、網で囲われた〇〇学校、何人という表があり、ここにはその支援学級の数は入っていません。人数は一緒ですが、学級数がグラフによって違うので、その意味も一緒に教えていただければ。

教育センター長 学級設置について、支援学級とは、特別支援の子ども達、支援学級に在籍している子ども達の学級のことをいいます。通常学級と支援学級の子ども達は別々な形で学級設置を行っています。支援学級は、知的障害や肢体不自由などの障害、ハンディキャップを持つ子ども達のための学級です。それ以外の子ども達とは別に学級設置がされている現状です。ですので、例えば小学校でしたら、通常学級の場合には1年生が2クラス、2年生が2クラス、・・・、それ以外に体の不自由な子ども達の学級が1つ、知的障害の子ども達の学級が1つ、という具合に別に支援学級があります。

会長 今のは支援学級の説明ですね。では、グラフや表で違うのはなぜでしょうか。

審議会事務局 支援学級が入っている図表と入っていない図表がありますが、教室を確保するに当たっては、通常学級と、支援学級は教室が必要ですので、あわせてグラフを作成しています。したがって、そこの学校の学級数がここで示されています。支援学級を除いていますのは、小規模課題の学校であるかと思います。クラス替えができるかできないかについては、支援学級を含めると学級数が見えなくなりますので、支援学級を除いて、通常学級だけでグラフ等を作成しています。

会長 私の理解でいうと、教室数は、足りない場合は、支援学級の数も考えておかなければな

りません。ところが、小規模で学級数が少ない、クラス替えができないという学校では、支援学級をカウントしてしまうと、そこが見えなくなるので分けているということですね。ですから、支援学級を含むか含まないかは、それぞれグラフで示しているという解釈でよろしいですね。

B委員 はい。

会長 ありがとうございました。ほかに何か質問等がありますか。

C委員 千里地区の課題についてです。西丘小学校の方に通学区域の変更に関するご説明や、ご理解を得られるのは、これからだとは感じますが、西丘小学校の方から聞くと、学校全体が反対となっているみたいです。そこら辺、将来的に本当に西丘小学校の方たちが第八中学校に行かれるのかなどはどんな感じなのか、どんな目途で考えていらっしゃいますか。

会長 事務局からお答えいただけますか。

審議会事務局 今回の答申については、もともと西丘小学校の変更ありきで諮問したわけではなく、審議の中から出てきた結果です。答申をいただき、これから同地域とお話をさせていただきたいと思っています。

それともう一点は、西丘小学校の通学区域の変更については、教育委員会としてはまだ決定していませんので、説得するとか、そういう状況にはないと思われれます。ただ、現在答申が出たということで、その答申のご説明をする必要はあると考えます。

C委員 答申では西丘小学校が第八中学校となったということですが、例えば新田小学校が第八中学校に変更するとか、そういったことはあり得ますか。

審議会事務局 答申は、西丘小学校の通学区域を第九中学校から第八中学校に変更するという事です。新田小学校の通学区域についても検討はされましたが、最終的には西丘小学校の通学区域ということで答申がなされています。

会長 検討した上で、今回の答申になっているということです。先ほどスライドにもありましたが、留意事項等のところ、今後いつ変更するかについては、今ではなく、適切な時期にするということです。保護者の方や地域住民の方に十分説明し、理解を得るということも当然思いとしてはあります。今のところ、具体的なことは、当該地域の方にとっては不明確だという感じはありますが、現状はそうであるとご理解いただければと思います。

D委員 C委員、西丘小学校の方の反対の理由とはどういうことなんでしょう。

C委員 地図で見ていただければわかるんですが、第九中学校のほうが近いんです。第八中学校に行くまでにちょっと大きな道路を挟むということで、交通安全の面や、何か所もあるわけではありませんが少し危険な箇所があります。きちんと舗装されているんですが、はるかに第九中学校に行くほうが近いということで反対しています。

会長 その点について、前回の審議会では、西丘小学校区から通う場合、もっと遠い通学区域は豊中にあるのかという話になり、変更したとしても、西丘小学校からの距離や、これぐらいの大きな道路を渡る場所はほかの校区にもあるということでした。もちろん、ここで現状を見ながら検討していった経緯はありますので、付け加えて申し上げておきます。D委員、よろしいですね。

D委員 はい。

会長 ほかにどうでしょうか。

B委員 ちゃんとした話ではありませんが、第八中学校と第九中学校のことで、第八中学校のイメージがあまりよくないということを知ったことがあります。例えば第八中学校区である北丘小学校と東丘小学校から進学する際に、私学に行かれる方が結構いらっしゃると思いました。つまり、第八中学校に行きたくないから私学に行くという選択をされ、第八中学校の数が減っているのでは、ということです。そもそも第八中学校という学校をもっと魅力ある、行きたいと思う学校にすることが先なのではという話を小耳に挟みました。子どもの数や地域の話はよく出ますが、この答申を見ても学校そのものの話がなかなか見えてきません。南部の話でも、私は首をかしげるところが多く、上辺の話だという感じがとてもあります。実際その地域を照らした感じがあまりなくて、第八中学校そのものを変えていく話を今回はされていないのですか。第八中学校に行きたくないというのも、距離だけの話ではないということも少し感じたので。

会長 前の審議会の中でも小耳に挟んだ話は出てきたんですが、あっちこっちで小耳に挟んだ話が出てきて、そのことが大きな議論に影響を与えるというのは果たしてどうなのかという問題が前の審議会でもありました。だからといって、小耳に挟んだ話は絶対言っただけではないというわけでもありませんが、公開で審議しておりますし、例えば一委員がこんなふうな学校のことを聞いたという話は注意深く発言していただきたいと思えます。本筋の話でいくと、校区変更よりも魅力ある学校にしていくことが先ではないかという話については、もちろんこの審議会でもいろんな意見が出ました。ただ、ものすごく小規模な学校で、例えばクラブ活動がなかなかできないとか、そういうところどころで充実した学校にしようというのは、ある程度の規模も必要だろうということです。どっちが先だと言われると、もちろん当該地域の方については厳しい思いを持たれる方もいらっしゃるでしょうが、ある程度の規模を確保した上で魅力ある学校づくりをしていくことも並行して考えていく必要があるというやりとりは随分出ていたように私は理解しています。前の委員さん方、ちょっと違うという話だったらおっしゃっていただければいいのですが、そんなふうには思っています。教育内容や魅力ある学校づくりをしなくてもいい、生徒数を集めればいいという思いでこの答申を作ったわけではないことをご理解いただければと思います。

C委員 第八中学校がすごく治安が悪いとか、そういったことは決してありません。それこそ東丘小学校区、新千里東町は地域自治が盛んで、子ども達に対するコミュニティもとても進んでいます。ただ、やはり第八中学校は人数が少ないために部活動も少ないですし、先生達の生徒に対する熱意みたいなものがどうなのかという部分もあり、正直どうしようもなかったら私学に進学するほうがいいのかという家庭が多いのだと思います。決して治安が悪いとか、努力をしていないとか、そういったことではないので、誤解しないでいただきたいと思えます。

E委員 私は前回の審議会も参加させていただきました。審議会の中身のことで、第八中学校、第九中学校の小学校区の公民分館長さんとも話を個別にしまして、校区ごとに根差した社会教育を公民分館として行っているのに、それをどうして切り離すんだという話は聞いています。今日、私はこの答申を見て、すごくいい答申が出たと思っています。いろんな要素が含まれていて、いろんな議論の中でこの答申が出たと、一委員として感じています。もちろん、各学校の充実した教育が基本にあって、どう考えていこうという議論のもとで答申が成り立ったと思っています。

会長 では、ほかのところでも結構ですが、ご質問等ございませんか。

A委員 前回の審議会に参加した委員に関しては、答申の結果を見て反対はできません。全員一致で賛成しました。E委員もおっしゃったとおり、今日見て、とてもよくまとまっていると思いました。新しい委員さんに関しては、私もその立場だと、この答申を見たらいろんな質問を投げかけると思います。今日の審議会はその質問に当ててるのでしょうか。新しい委員さんに対して事務局側は先に説明などされたのかを確認したいんですが。

審議会事務局 答申については、ご説明しています。ただ、細かい点について一つ一つ、どこまでご説明できたかということはあるしますので、説明しきれていない部分についてご質問なされたかと思います。

A委員 その上で、進めるなら初めにそのように進めるということをお願いできないかと、既に決まったことですから、次の発進があると思って前回からの委員は座っています。ですから、そこのところをよろしく願います。以上です。

会長 わかりました。次に進めるということですね。しっかり答申を理解するのはなかなか難しいかと思ひまして。前回からの委員とそうでない委員で二分するような言い方もよくないと思っておりますが、少なくとも私は、今までのやりとりを通じて、もう一度自分達も答申について明確に理解できたと思ひます。質問しにくいかもしれませんが、どうしてもあれば願ひします。よろしいですか。

では、答申についての質疑は終わりました、次第の2点目の今後のスケジュールについて事務局から説明をお願いします。

審議会事務局 資料2をご覧ください。

まず、教育委員会の取り組みですが、先ほど皆様にご確認いただきました「学校規模と通学区に関する課題の解消に向けた具体的方策の方向性について（答申）」を踏まえた上で、その内容を尊重しながら、より魅力ある学校づくりに取り組むため、豊中市としての基本的な考え方を示す基本方針、課題を有する学校あるいは地域ごとに具体的な対応方策やスケジュールを定めた実施計画を策定していく必要があると考えます。そのためには、教育委員会事務局と庁内関係部局の連携が必要不可欠です。例えばこれまで、（仮称）南部コラボセンターを所管する市民協働部や、幼稚園、保育所などを所管することも未来部、学校施設の増改築の設計、工事などに携わる資産活用部と連携しながら取り組んできました。今回、これらの部局に加え、新たに地域のまちづくりの観点から都市計画推進部、政策企画部、新しい学校づくりを進めるための財源措置の観点から財務部とも連携しながら、基本方針等の策定に取り組んでいく庁内会議を設置して検討を進めていきます。

それからもう一点、これまであまり議論されていませんが、先ほどもご指摘がありましたより魅力ある学校づくりの中核となる学校教育のあり方、例えば乳幼児期からの一貫した教育、子育て、さらに先の小中一貫教育や地域ぐるみの教育などについて具体的な内容や進め方などについても具体的な検討を進めていく必要があります。

次に、審議会と事務局側の今年度の大まかなスケジュールをお示ししています。

太囲みで上から2つ目まで囲い、旧の学校教育審議会と新の学校教育審議会という表し方をしています。旧は今年の5月末で任期満了の委員の皆様方の審議会です。任期ぎりぎりとなりましたが、5月24日に本年度の2回目の審議会を開催し、その場で答申

をいただきました。下段の事は本日お集まりいただいた委員の皆様方による審議会です。本年度3回目の審議会を本日開催しています。

その下には、事務局の今後の予定を示しています。

先ほど申し上げたように、教育委員会事務局と庁内関係部局による検討会議を立ち上げており、1回目の会議を7月16日に行いました。8月以降、会議や各種作業を通じ、この庁内検討組織の中で基本方針等の素案を作成していく予定です。これと並行して記載してある校長懇談会では、答申の対象となっている庄内地域や千里地域、蛸池・刀根山地域の校長先生方に随時集まっていただくなどして懇談会を開催し、意見交換を図っていきたいと考えています。

基本方針等の素案の形がある程度見えてくるであろう12月頃に、本年度第4回目の審議会を開催予定です。その場で進捗状況のご報告や、基本方針等の素案に対しての皆様のご意見等伺いたいと考えています。

基本方針等の素案が固まれば、資料のその他の2月のところ、基本方針等素案に対する意見公募、いわゆるパブリックコメントを行いたいと考えています。必要な修正等を行った上で、3月に教育委員会会議に諮り、そこで承認を得て基本方針等が策定されるという流れを想定しています。ただ、これはあくまで予定で、うまくいけばこのぐらいの時期にできるかと考えていますが、予定が遅れることもあろうかと思えます。

それから、その他の9月には市民説明会と記載しています。これは、審議会からいただいた答申内容や今後の予定について市民に広く周知し、理解していただくということで、教育委員会の主催で、千里、蛸池、中央、庄内の4つの公民館において開催します。詳細は「広報とよなか」9月号に掲載予定です。

以上です。

会長 ありがとうございます。スケジュールの説明について何かご質問等ありますか。

F委員 (仮称)南部コラボセンターは現在どういうふうに進んでいますか。答申にも(仮称)南部コラボセンターと連携しながら、とあります。

審議会事務局 市民協働部からは、平成23年度から南部地域の現状と課題や特性の議論をし、まとめ、平成24年には(仮称)南部コラボセンターの基本コンセプトが作成され、今年度からは南部コラボセンターの整備検討会議に加え、南部地域活性化市民会議を立ち上げて、市民・地域団体・事業者等を交えて、教育・生活・就労の各種課題や魅力ある地域づくり、地域の活性化等の視点を踏まえながら、(仮称)南部コラボセンターの基本理念や求められる役割、必要な機能などの基幹部分について、基本構想が策定される予定だと聞いています。これらの会議について、教育委員会からも委員が参加しておりますので、連携を図りながら検討していきます。

F委員 ありがとうございます。

会長 12月の第4回審議会には進捗状況もあわせて報告できそうだというイメージで理解していいですか。それは難しいですか。

審議会事務局 (仮称)南部コラボセンターについては市民協働部で取り組んでいますので、12月時点での報告はお約束できません。本日の計画に示してあるのは、あくまでも庁内会議で今後の基本方針等の内容について、ある程度固まっているかその前になるかわかりませんが、皆様方のご意見を賜りたいということで考えています。

会長 可能であれば南部コラボの進捗状況もご報告いただければと思います。

G委員 今の構想にも関係すると思いますが、基本方針及び実施計画の策定とありますが、基本方針というのは一般的に方向性のようなものだと思いますし、実施計画となるとプログラムといいますか、いつ何をするか、いくら使うか、財源計画とかシビアなものをいこうと思うんです。どの程度の計画を実施計画として想定されているのでしょうか。

審議会事務局 本当にまだ何も決まってない中で検討を進めていますので、実施計画まで年度内にたどり着けるかどうか、正直なところわかりません。ただ、答申をいただいたまま晒しにすることは当然あり得ませんので、教育委員会としては、精力的に検討して、方向性や実施計画等を進めるという姿勢で取り組んでいきたいと考えています。よろしくをお願いします。

G委員 結構手強い計画になると思いますので、実施計画をつくる場合、こういうことをクリアしたら実施計画と称して恥ずかしくない計画になるだろうというぐらいのところまで踏み込めれば立派かと思います。

会長 よろしく頼むということですね。

G委員 はい。

審議会事務局 実施計画については、一度で答申の全てをお示しすることには正直ならないと思っています。何期かに分けて示していくことになると考えています。

会長 たくさん取り組んできたので、それぞれのポイントでスピードも違ってくると私も理解しています。一斉に5カ月後ゴーという話にはならないと思っています。ただ、ずっと先延ばしというわけにもいきませんので、そこは当然、教育委員会もご理解いただいているものだと思います。

ほかによろしいでしょうか。

B委員 その南部地区のことですが、先ほど言われているとおり、南部地区の学力低下や、生活の苦しい家庭はどうしても学力が弱くなってしまいう問題はおっしゃるとおりで、本当に喫緊の課題です。今のお話ですと、(仮称)南部コラボセンターとか、答申で挙げられている方向性にたどり着くまでに随分、先が見えないと思ったんです。未来の子ども達は(仮称)南部コラボセンターができるだろうということで結構ですが、今、学校に通っている子ども達は本当に今日明日のことです。学力の低い子どももたくさんいるし、逆に生活が苦しいご家庭でもとても学力の高い子どももいます。でも、平均的というか、学力の高い子を伸ばしてあげる、学力が低い子はサポートして補習してあげるという取り組みは特にないようです。普通に学校生活を送られているだけの中で、学力低下していますよ、何とかしましょうとおっしゃっても、あまり説得力がないと思います。今取り組めることがあるはずなのに、学校はどうするのが全然見えてきません。南部コラボというハードの話や、地域や施設との連携等、外のことばかりで、実際核となる学校をどうするかという話は進められるのでしょうか。

小中学校チーム長 答申で小中一貫教育をこれから推進していくという話が出ています。まず1つは学力向上、それと生活支援や生徒指導が大きな柱になっていくかと思います。現在、当チームでは様々な学力向上施策等に取り組んでいます。特に南部地区の課題は学力・学習状況調査の分析結果等から把握していますので、南部地区に焦点を当てた学力向上企画事業にも取り組んでいます。それは今後もさらに推進していきたいと考えています。

会長 よろしいですかね。答申は学校規模と通学区域という切り口から南部地区の話に入って

いきましたが、当然、今、日々過ごしている子ども達の教育課題について、それは要らないというものではありません。日々の取り組みは今おっしゃっていただいたようにやるということです。ただ、それがしっかり保護者や子ども達に届くようになると思います。よろしくお願いします。

では、ほかにご質問等なければこれで切り上げたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

会長 では、最後の案件についてよろしくお願いします。

審議会事務局 本日は皆様方のお手元に、豊中市教育振興計画の概要版と、平成25年度の教育行政方針をお配りしています。豊中市は平成22年に豊中市教育振興計画を策定し、豊中市の教育の中・長期的な目標、今後10年間にに向けて取り組むべき施策の方向性をまとめています。本編については豊中市ホームページで公開中です。5つの柱と27の施策項目に基づき、教育行政を進めています。教育行政を進めるに当たり、教育振興計画は10年間の大まかな方向性ですので、毎年度具体的にこのような施策を進めていきますとお約束を書いていますのが、年度教育行政方針です。これは毎年度作成しており、その年度の重点、それから教育振興計画にある27の施策項目に基づいて柱立てをして、目標を明示していますので、今後ご審議のご参考にさせていただければと思います。

また、この進捗状況については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の事務の点検及び評価を行っています。現在、平成24年度の事務の点検及び評価報告書を作成中です。毎年9月議会で報告して、市民の皆様方にも公開します。現在策定中ですので、お手元にはお渡しできておりませんが、報告書ができ次第、また皆様方にもお渡ししたいと思います。

本日の資料についてのご説明は以上です。

次に、次回の審議会についてです。先ほど今後の方向性についての説明のとおり、今後基本方針等を策定するに当たり、審議会の皆様方にもその進捗状況を報告するとともに、皆様方のご意見を賜りたいと考えております。今現在12月と明記していますが、12月または年が明けてからになるかと思いますが、時期が近づきましたら日程調整のご連絡をしますので、その節にはよろしくお願いします。

事務局からは以上です。

E委員 次回の審議会は12月か、年を越すかというお話ですが、それまでは結局教育委員会の諮問に応じて、我々は審議することはないということでしょうか。

審議会事務局 今年度については、今のところ諮問の予定はありません。

会長 よろしいですかね。

では、次は寒くなる頃になりますが、答申を受けて基本方針と実施計画がどうなるのか、しっかり進捗を見ていこうということが当面の課題になると理解しています。

ほかにも何なければこれで閉会にしたいと思います。

今日はありがとうございました。